

無期転換ルールをご存じですか？



無期転換ルールとは、同じ使用者(企業等)との間で、契約社員・パートタイマー・アルバイトなど期間の定めのある労働契約(有期労働契約)が5年を超えてくりかえし更新された場合、労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換されるルールです。このルールは、働く者の雇用の安定を図ることを目的に規定されました。

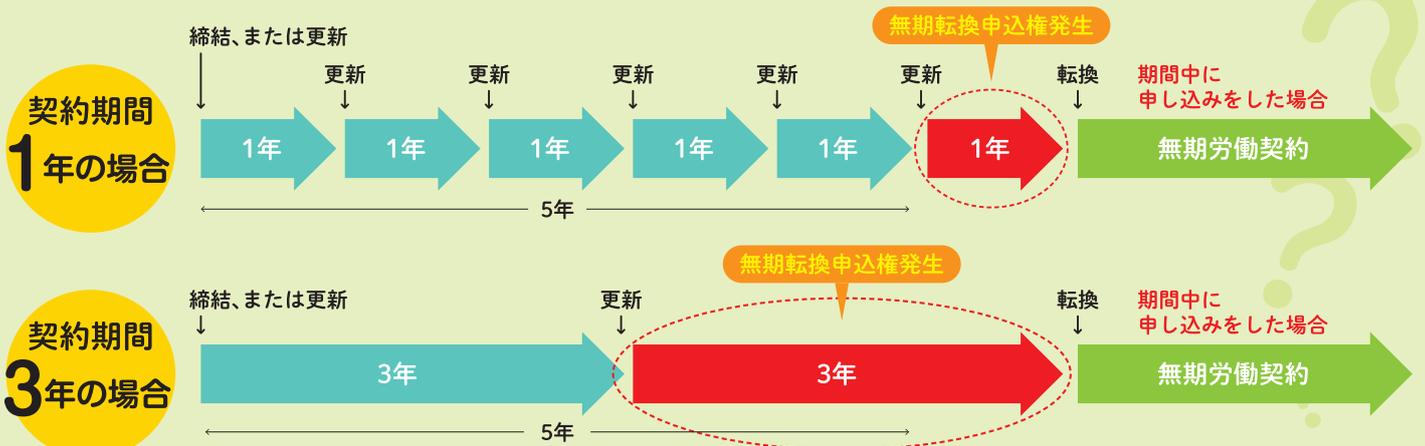
労働契約法の改正から5年が経過し、いよいよ2018年4月より無期転換ルールが適用されるケースが本格化します。ポイントは、労働者の意思で無期転換の申込みができるということです。まずは、チェックポイントをもとに、無期転換ルールの対象となるか、ご自身の契約書等で契約状況を確認してみましょう。

チェック内容		○ or ×
1	2013年4月1日以降に開始した有期労働契約の期間をすべて合計すると、 5年 を超えている。 <small>※同じ会社との間で有期労働契約を締結していない期間が一定の長さ以上にわたる場合、「クーリング期間」として扱われ、それ以前の契約期間は通算対象から外れます。</small>	
2	2013年4月1日以降に、契約を 1回 以上更新している。	
3	その契約先はすべて同じ 使用者(企業等) である。 <small>※継続して同じ企業に勤務していれば、その間に職種や職務内容が変更されたり、A支店からB支店に異動した場合であっても、契約期間は通算されます。</small>	



すべてのチェック項目に○がついた場合には、無期労働契約への転換を申し込む権利(無期転換申込権)が発生します。

無期労働契約にするためには、会社に対して申込みをすることが必要です。これに対して会社は断ることができません。なお、申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後々のトラブルを防ぐため、書面で行いましょう。



連合「有期労働契約Handbook」も読んでみてね！

https://www.jtuc-rengo.or.jp/shuppan/roudou/roudou/data/1227yuki_roudou/#page=1



連合なんでも労働相談ダイヤル 0120-154-052



連合

[連合ホームページ]

<https://www.jtuc-rengo.or.jp>

連合

検索

